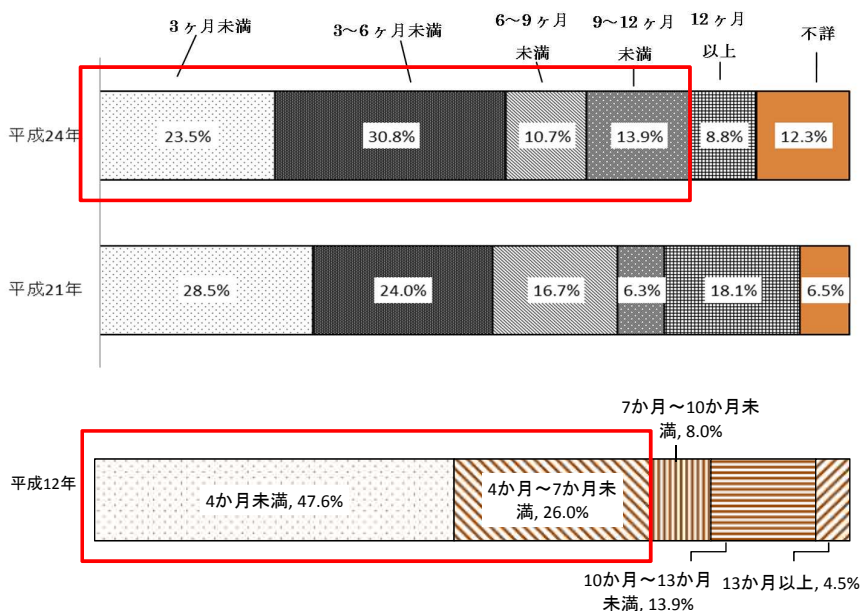


経済対策を踏まえた仕事と育児の 両立支援について〈データ編〉

希望する時期より入所が遅れた場合の待機期間

- 育休を1歳6か月まで延長する措置を講じた平成12年は、待機期間が7か月未満の家庭が約4分の3であったが、平成24年は待機期間が12か月未満の家庭が約8割となっており、希望する時期より入所が遅れた場合の待機期間は伸びてきている。



※ 記載の割合については、希望する時期よりも保育所入所が遅れた児童（遅れた理由は問わず）が実際に入所するまでにかかった期間の割合を取ったものである。当該期間において育休を取得していたかどうかは不明

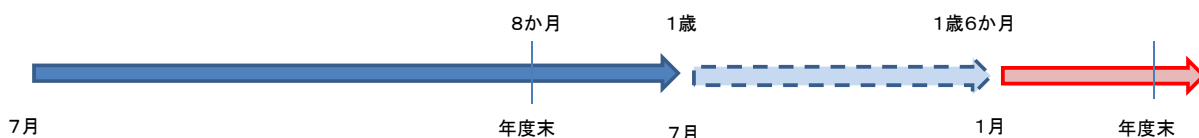
育児休業と保育所入所との関係

- 保育所の優先入所に関し、厚生労働省としては雇児局長通知において、「待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みとを基本とすること」とした上で、優先利用の対象として考えられる事項の例示の1つとして「育児休業を終了した場合」を掲げている。

※調整指数：市町村が保育所等の利用について調整を行うため、保育所等の利用の優先度等に応じて定める指数

- 育休取得が保育所入所への優先要素になっているかについて東京23区に調査したところ、16区において、育休が何らかの形で優先要素となっていたところ。
- この趣旨は、育休中の者の申し込みを優先とすることで、職場復帰を希望する者が保育所に入れずに職場復帰できない事態を防ぐことであり、育休の切り上げを促すためではない。

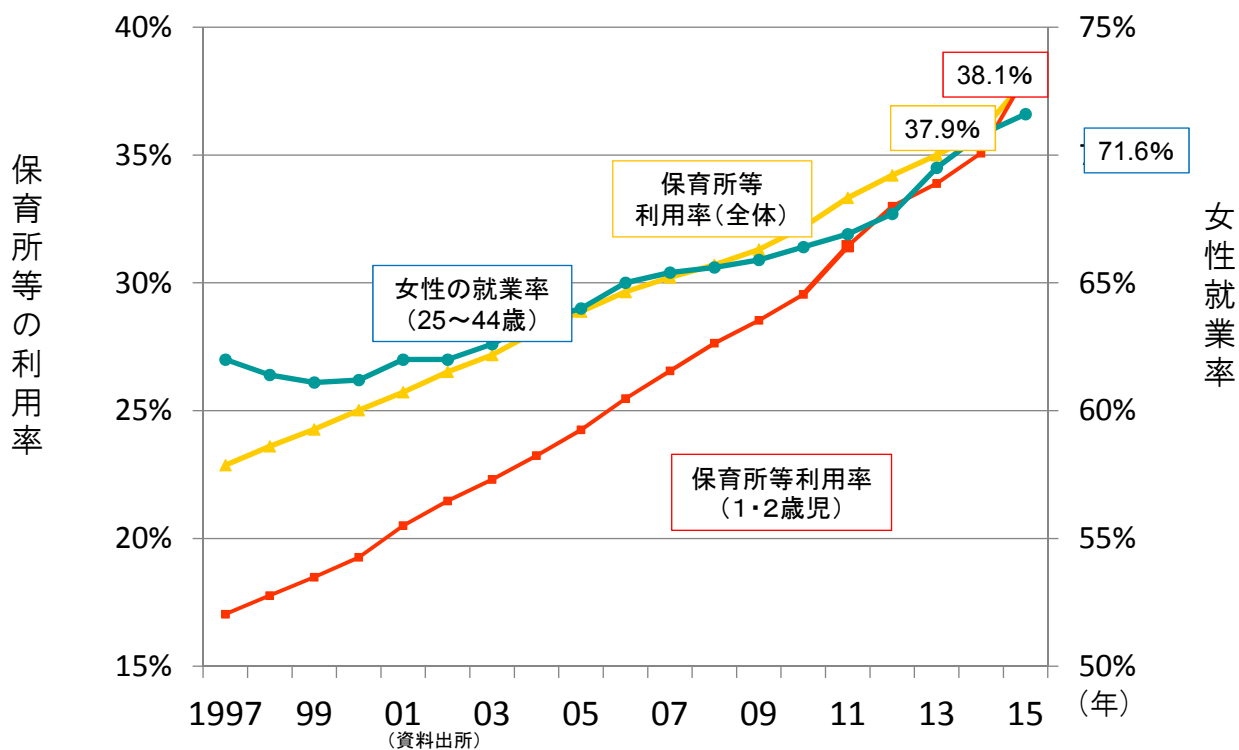
7月生まれの子どもを例としたイメージ



この年度末時点においては、仮に1歳6か月まで育休を延長しても次の年度末に到達しないため、育休を切り上げて保育所に入所している場合も想定される。

女性就業率（25～44歳）と保育所等の利用率の推移

- 女性の就業率（25～44歳）と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



(資料出所)

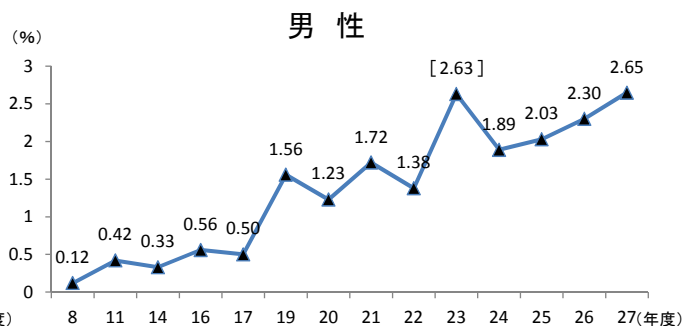
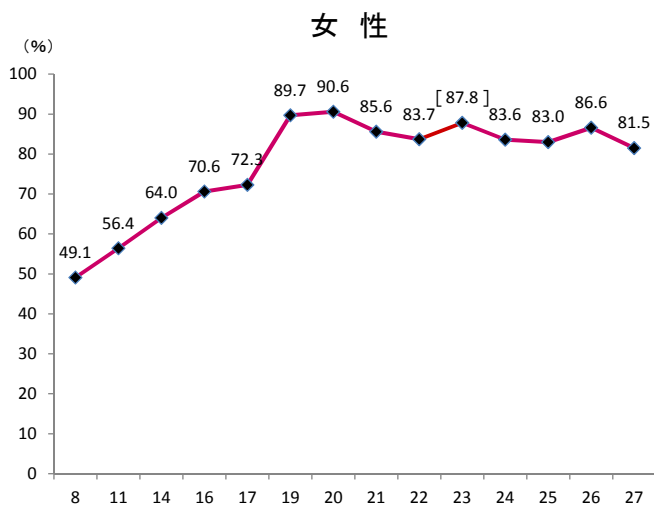
女性の就業率 総務省「労働力調査」(1997～2015)

※2011年は東日本大震災の影響により、全国結果ではなく、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。

保育所等利用率 厚生労働省調べ

育児休業取得率の推移

○ 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性の育児休業取得率は、長期的には上昇傾向にあるものの、2.65%と依然として低水準にある。



育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数}}{\text{調査前年度1年間(※)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

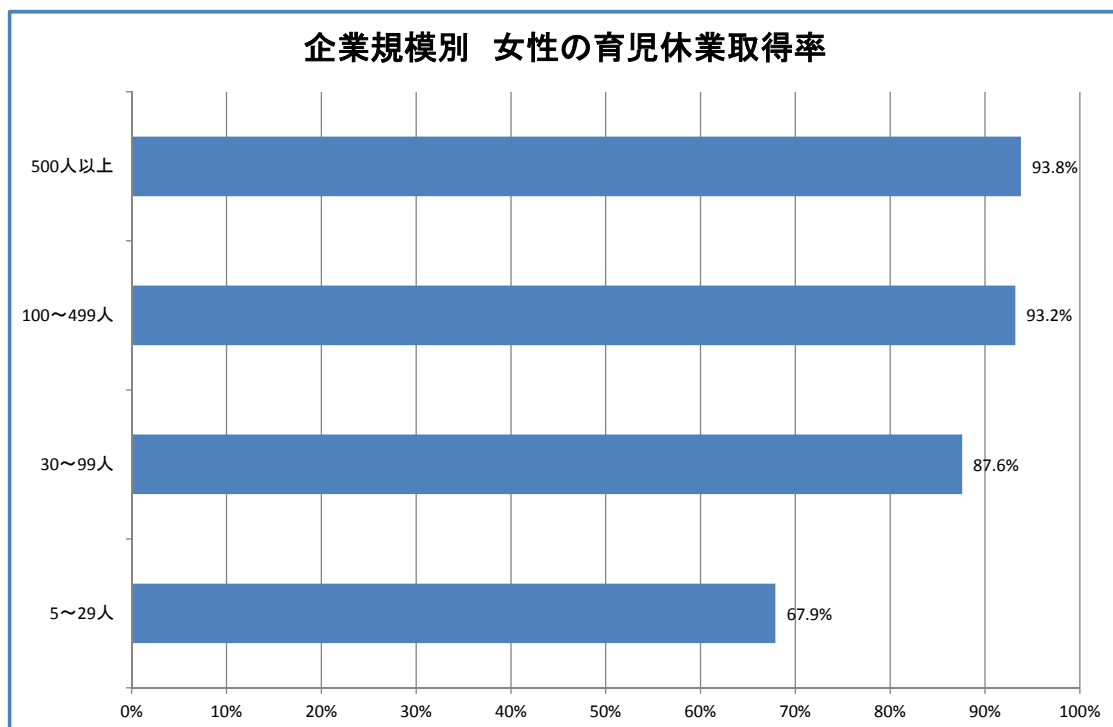
(※) 平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間。

注) 平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料出所: 厚生労働省「雇用均等基本調査」 4

育児休業取得率（企業規模別）

○ 女性の育休取得率は平成27年度で81.5%であるが、従業員数100人以上の企業では90%を超えている一方、従業員数29人以下の企業では67.9%にとどまっている。



資料出所: 厚生労働省「雇用均等基本調査」

育児休業取得期間割合

○ 1年を超えた育児休業を取得した労働者の割合は、企業規模に関わらず約4分の1程度となっている。

育休取得期間割合（法定どおりの育休制度のある事業所）

事業所規模	育児休業後復職者計	5日未満	5日～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～8か月未満	8か月～10か月未満	10か月～12か月未満	12か月～18か月未満	18か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上
計	100.0%	2.9%	0.2%	0.8%	2.5%	7.7%	11.3%	13.3%	33.1%	24.8%	2.5%	0.5%	0.4%
500人以上	100.0%	0.9%	0.5%	0.8%	3.0%	5.3%	9.0%	14.3%	39.6%	23.4%	2.3%	0.2%	0.7%
100～499人	100.0%	2.5%	0.0%	0.4%	2.9%	5.0%	7.1%	16.9%	36.1%	25.9%	1.8%	1.1%	0.3%
30～99人	100.0%	3.4%	0.6%	1.2%	3.8%	6.4%	10.2%	10.9%	31.5%	28.8%	2.5%	0.7%	-
5人～29人	100.0%	3.6%	-	0.9%	0.9%	11.6%	16.1%	12.1%	30.0%	21.0%	3.2%	-	0.6%
30人以上	100.0%	2.6%	0.3%	0.8%	3.3%	5.7%	8.8%	13.9%	34.7%	26.7%	2.2%	0.8%	0.2%

※法定どおり：1歳まで（保育所に入れない場合等は1歳6か月まで）の育児休業制度を規定。

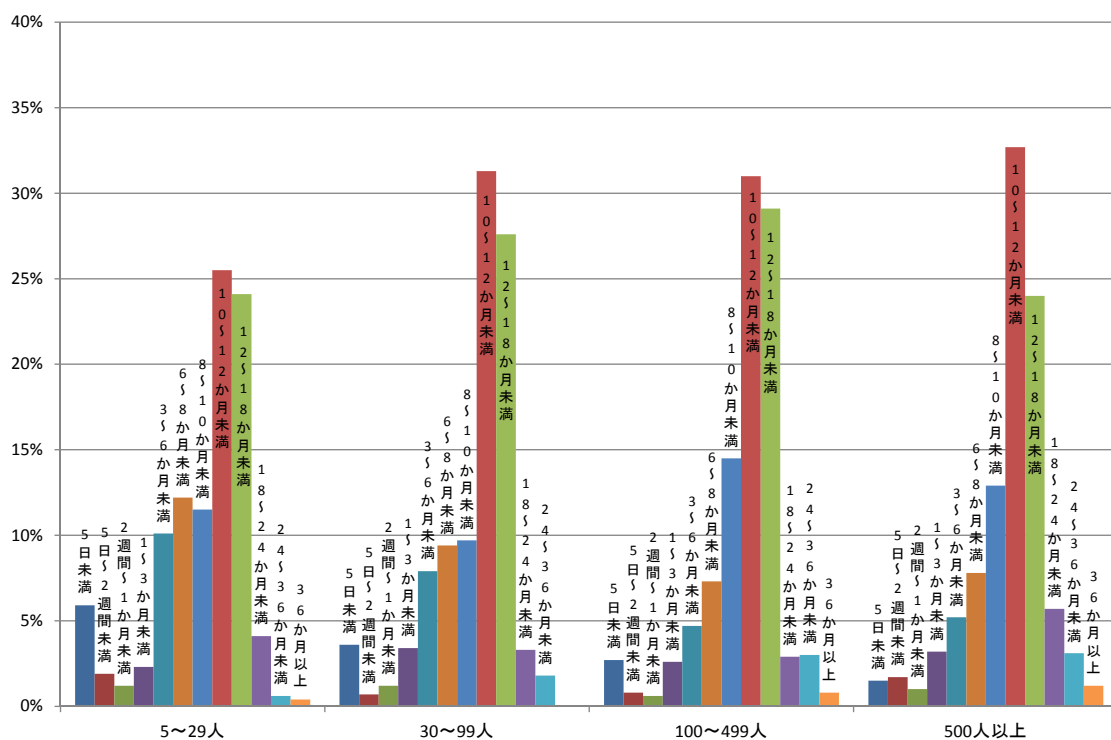
6

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

育児休業取得期間割合（企業規模別）

○ 育休取得期間は、企業規模に関わらず10～12か月の取得者が最も多く、続いて12～18か月となっている。

取得期間別育児休業後復職者割合（全事業所）



7

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

諸外国の育児休業制度との比較（未定稿）

	スウェーデン	ノルウェー	ドイツ	日本
対象となる子の年齢の上限	8歳 ※2014年1月以降に生まれた子は12歳	3歳	3歳 ※2年間を限度として子が8歳になるまで繰り延べ可能	1歳 ※保育所に入れないなどの事情がある場合は1歳6か月まで
取得可能期間	両親合わせて480日（父240日+母240日） ※上記期間は両親手当が支給される期間（上記期間に関わらず、子が1歳6か月になるまでは全日の育児休業を取得可能） ※2014年1月以降に生まれた子については、4歳から12歳までの間に利用できる日数は最大96日間	両親合わせて59週または49週 ※給付金の支給率に応じて変化	3年 ※うち2年間は8歳になるまで繰り延べ可能	1年 ※保育所に入れないなどの事情がある場合は1年6か月
休業中の所得保障	80% ※ただし240日のうち195日まで。残り45日は、最低保証額が支給される	育児休暇を59週取得する場合は80% 49週取得する場合は100%	67% ※受給期間は両親合わせて14か月 ※そのうち2か月はお互いに譲渡不可（片方の親が受給できる最長期間は12か月）	67% ※休業開始から6か月経過後は50%
割当制度（クォーター制）など	両親それぞれが取得できる240日のうち90日は譲渡不可	取得できる期間のうち両親それぞれ10週ずつは譲渡不可	給付金を受給できる14か月のうち両親それぞれ2か月ずつは譲渡不可	両親とも育児休業を取得する場合は、1歳2か月まで延長可能。 （パパ・ママ育休プラス）
男性の育児休暇取得率	90% ※部分休暇（短時間勤務）を含む	<調査中>	34.2%	2.65%